

平成26年(ワ)第1133号 福島原発ひろしま損害賠償請求事件

直送済

原告 [REDACTED] 外27名

被告 東京電力株式会社 外1名

### 答 弁 書

平成27年7月22日

広島地方裁判所 民事第3部合3係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士

棚 村 友 博



同

田 中 秀 幸



同

瀧 澤 輝



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力株式会社

上記代表者代表執行役 廣 瀬 直 己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所 (送達場所)

電 話 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

被告東京電力株式会社

訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博

同 田 中 秀 幸

(連絡担当) 同 瀧 澤 輝

## 目 次

第1	請求の趣旨に対する答弁	4
第2	請求の原因に対する認否及び反論	4
1	「序章」(1頁)について	4
(1)	「第1 本訴訟で求めるもの」(1頁)について	4
(2)	「第2 当事者」(3頁)について	5
2	「第1章 原子力発電所の仕組みを原子力発電関連法規の法体系」(6頁)について	6
(1)	「第1 原子力発電所の概要」(6頁)について	6
(2)	「第2 原子力発電に関する法体系」(16頁)について	6
(3)	「第3 福島第一原子力発電所の概要」(19頁)について	6
3	「第2章 本件原発事故の発生」(24頁)について	6
(1)	「第1 福島第一原子力発電所の重大事故と長時間の全電源喪失の経緯」(24頁)について	6
(2)	「第2 各原子炉の水素爆発及び炉心損傷の経緯」(27頁)	8
4	「第3章 福島第一原子力発電所事故による被害の概要」(36頁)について	13
(1)	「第1 放射性物質の拡散による環境汚染」(36頁)について	13
(2)	「第2 本件原発事故による放射能汚染の規模・程度」(38頁)について	14
(3)	「第3 本件原発事故に基づく避難指示等」(39頁)について	15
(4)	「第4 情報の錯綜と避難行動」(41頁)について	15
(5)	「第5 現在も放射性物質は原発から漏れ続けている」(42頁)について	16
5	「第4章 原倍法3条と民法709条の関係」(44頁)について	16
6	「第5章 津波対策の懈怠」(46頁)について	16

(1) 「第1 被告東電の不法行為責任」 (46頁) について.....	16
(2) 「第2 被告国の責任—規制権限不行使」 (59頁) について.....	32
7 「第6章 シビアアクシデント対策の不備について」 (69頁) について.....	32
(1) 「第1 シビアアクシデント対策とは」 (69頁) について.....	32
(2) 「第2 被告国のSA対策の歴史」 (72頁) について.....	32
(3) 「第3 本件原発事故後の被告国によるシビアアクシデント対策の規制」 (78頁) について.....	32
(4) 「第4 被告東電の責任」 (81頁) について.....	32
(5) 「第5 被告国の責任—規制権限の不行使」 (82頁) について...	33
8 「第7章 被告らの共同不法行為」 (90頁) について.....	33
9 「第8章 本件事故による被害の実態」 (91頁) について.....	33
(1) 「第1 本件原発事故被害の特徴」 (91頁) について.....	33
(2) 「第2 本件原発事故による具体的な被害実態」 (93頁) について.....	34
10 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」 (101頁) について.....	35
(1) 「第1 被侵害利益」 (101頁) について.....	35
(2) 「第2 損害総論」 (103頁) について.....	36
(3) 「第3 具体的損害」 (105頁) について.....	36
11 「終章」 (109頁) について.....	38
第3 被告の主張.....	38

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京電力株式会社に対する請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する認否及び反論

### 1 「序章」(1頁)について

#### (1) 「第1 本訴訟で求めるもの」(1頁)について

本訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

ただし、本訴訟の原告らの大多数は、訴状の記載によれば、福島第一原子力発電所(以下「本件原発」という。)における原子力事故(以下「本件事故」という。)発生時において、福島県いわき市、福島県郡山市、福島県福島市、福島県伊達市、埼玉県上尾市、東京都台東区に居住していたものである。

本件事故後には、政府により避難指示等が出されているが、そのような政府による指示に基づき設定された警戒区域<sup>1</sup>、計画的避難区域<sup>2</sup>、特定避難勧奨地点<sup>3</sup>、緊急時避難準備区域<sup>4</sup>を併せて「避難指示等対象区域」というところ、原子力損害賠償紛争審査会(以下「審査会」という。)が平成23年8月5日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)では、かかる避難指示等対象区域から避難を余儀なくされた方や、同

<sup>1</sup> 本件原発から半径20km以内の区域。

<sup>2</sup> 本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等に概ね1か月を目途に別の場所に計画的に避難を求める区域。

<sup>3</sup> 警戒区域や計画的避難区域の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点。

<sup>4</sup> 緊急時に備えて屋内退避や避難の準備をしておくよう指示が出された地域。

区域内における屋内退避者（以下、併せて「避難等対象者」という。）を対象として賠償基準を定めている。

また、審査会が平成23年12月6日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という。）では、上記避難指示等対象区域外の周辺23の市町村を「自主的避難等対象区域」と定めており、被告東京電力は、かかる自主的避難等対象区域から自主的に避難された方や、同区域内に滞在している方（以下、併せて「自主的避難等対象者」という。）を対象として、一定の賠償を行っている。

本件訴訟の原告らは、訴状の記載によれば、避難等対象者、自主的避難等対象者及びそのいずれにも該当しない者を含むものであるが、本件事故による影響の実情及び程度は、それぞれの本件事故時の住所地に応じて、各人ごとに異なると考えられる。

(2) 「第2 当事者」 (3頁) について

ア 「1 原告ら」 (3頁) について

不知。

イ 「2 被告ら」 (3頁) について

(ア) 「(1) 被告東電」 (3頁) について

認める。

(イ) 「(2) 被告国について」 (4頁) について

認否の限りでない。

2 「第1章 原子力発電所の仕組みと原子力発電関連法規の法体系」(6頁)について

(1) 「第1 原子力発電の概要」(6頁)について

D/Wベントの方法の場合に、原子炉格納容器内の放射性物質が除染されずそのまま放出されるとの点(訴状16頁)は否認し、その余については、原子力発電の仕組みに関する一般的な説明としては特に争うものではない。

本件原発におけるD/Wベントにおいては、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されるものである。

(2) 「第2 原子力発電に関する法体系」(16頁)について

原告らの被告東京電力株式会社(以下「被告東京電力」という。)に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であり、認否の限りでない。

(3) 「第3 福島第一原子力発電所の概要」(19頁)について

1項については不知、その余は、本件原発の所在地や構造等についての一般的な説明であり、特に争うものではない。

3 「第2章 本件原発事故の発生」(24頁)について

(1) 「第1 福島第一原子力発電所の重大事故と長時間の全電源喪失の経緯」(24頁)について

ア 「1 はじめに」(24頁)について

概ね認める。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(以下「本件地震」という。)による津波(以下「本件津波」という。)第2波の本件原発への正確な到達時刻は午後3時36分台である。

イ 「2 原子力発電所における電源設備について」(24頁)について

原子力発電所における電源設備に関する一般的な説明であり、特に争うものではない。

ウ 「3 福島第一原子力発電所における電源設備とその使用の可否」について（25頁）

(ア) 「(1) 全外部電源の喪失」について（25頁）

否認する。

本件原発の予備送電線である東電原子力線は特に本件地震による影響はなく、平時は使用されていない予備の送電線であったため、受電のためには常用高圧電源盤の受電端の断路器等を操作する必要があった。被告東京電力は本件地震後に特にそのような受電操作を行っていないが、それは、本件原発では外部電源が使用できない場合であっても非常用電源設備（非常用ディーゼル発電機）によって交流電源を確保する設計思想がとられており、現に本件地震後もかかる想定どおり非常用ディーゼル発電機が自動起動して交流電源が確保されていた（原子炉スクラムに成功していた。）ためである。そのため、断路器等の操作を行って予備送電線から受電する必要はなかったが、その後の本件津波により常用高圧配電盤が被水した結果、東電原子力線からの受電も不可能になった。

したがって、外部電源喪失の原因の全てが本件地震にあるというものではない。

また、大熊線4号は、本件地震により電線と鉄塔が接触ないし接近したために一時的に保護機能が働いて送電が停止されたものにとどまる。

(イ) 「(2) 1号機から4号機の非常用ディーゼル発電機らの機能喪失」について（26頁）

否認する。

3号機のバッテリーについては水没していない。また、2B及び4Bは共用プール建屋に設置されており、浸水被害はなかったが、同建屋地下に設置されていた電源盤が水没したために機能を喪失したものである。

(ウ) 「(3) 5号機及び6号機の状況について」 (26頁)

概ね認める。

(エ) 「(4) 小括」について (26頁)

第1段落については認め、その余は争う。

(2) 「第2 各原子炉の水素爆発及び炉心損傷の経緯」 (27頁)

ア 「1 1号機」について (27頁)

(ア) 「(1)」及び「(2)」について

本件地震が原因となって本件原発の全ての外部電源を喪失したこと、平成23年3月11日15時35分に津波が襲来したこと、圧力容器、格納容器内の圧力や熱を制御するためのバルブの駆動が困難となり、ベント（減圧）機能が喪失した点は否認し、その余は概ね認める。

本件原発の予備送電線である東電原子力線は本件地震による影響は特になかった。

また、圧力容器、格納圧力器内の圧力や熱を制御するためのバルブは、ベント機能とは無関係の装置である。

なお、平成23年3月11日の夕刻より格納容器ベントの準備が進められ、翌12日14時30分ころにベントに成功している。

(イ) 「(3)」について

第1段落は原告らの推測であり、認否の限りでない。



第2段落は平成23年3月12日15時36分に原子炉建屋5階部分で水素爆発が発生した限度で認め、その余は争う。

(ウ) 「(4)」について

格納容器内に閉じ込められなければならない放射性物質が外部へと漏出したことは認め、その余は争う。

(エ) 「(5)」(1号機事故進展表)について

a 「原子炉の停止」及び「津波による全電源と重要機能の全面喪失」については、認める。

b 「非常用電源の確保、冷却用の注水準備、ベント準備など」について、平成23年3月11日の23時に最初の電源車が到着したことは、それよりも早い同日22時に東北電力株式会社の電源車が到着していたことから、否認する。

また、同日の18時46分頃に燃料損傷が開始したこと、及び同日21時19分の時点で既に原子炉水位が相当低下しており、水面から核燃料が露出した状態となっていたことに関しては、いずれも原告の推測であり、認否の限りでない。

その余は概ね認める。

c 「注水実施、ベント実施、水素滞留」については、平成23年3月12日の午前7時20分に圧力容器が損壊したことについては否認し、その余は概ね認める。

被告東京電力による本件原発1号機の原子炉水位、原子炉圧力、格納容器圧力などに関する実機計測値(実際に計測された値)をもとに事故解析コード(M.A.A.P)を用いて事象進展を評価した結果によれば、12日5時頃に圧力容器が破損することにより圧力容器が減圧さ

れる結果となっている。

d 「水素爆発、放射能漏れ」については、概ね認める。

イ 「2 2号機」について(30頁)

(ア) 「(1)」から「(4)」について

概ね認める。

(イ) 「(5)」について

第1文ないし第3文については、原告の推測を述べるものであり、認否の限りでない。

第4文は、水素爆発が起こらなかったこと、2号機から放射性物質が放出したことは認め、その余は不知。

(ウ) 「(6)」について

a 「原子炉の停止」について

平成23年3月11日14時46分に本件地震が発生したこと、14時47分に原子炉が自動停止したこと、及び同日14時51分に原子炉隔離時冷却系(RCIC)が自動停止したことは認め、その余は否認ないし争う。

同日14時50分に原子炉隔離時冷却系(RCIC)を手動により起動させている。

b 「津波による全電源と海水系冷却機能喪失」について

同日午後3時2分には原子炉隔離時冷却系(RCIC)が自動停止していることは否認し、その余は概ね認める。

c 「高圧冷却系の確保、低圧冷却系注水の準備、ベント準備など」、  
「減圧・低圧注水実施、ベント準備・失敗、燃料損傷、水素発生」及

び「放射能漏れ」については、概ね認める。

ウ 「3 3号機」について (32頁)

(ア) 「(1)」について

本件原発1号機において炉心損傷が進んだと考えられること、また、同2号機と同3号機が同1号機よりも相対的に損傷の進行が遅くなったことは認め、その余は否認する。

本件原発2号機及び3号機についても、本件原発1号機と並行して被告東京電力による対応・作業が行われていた。

(イ) 「(2)」について

概ね認める。

(ウ) 「(3)」について

第1段落は、原子炉隔離時冷却系(RCIC)の自動停止と高圧注水系(HPCI)の自動起動は当初から想定されていた事項であり、所内の消防車が1号機で使用中であったために高圧注水系(HPCI)を起動したわけではないことから、否認する。

第2段落は原告の推測であり、認否の限りでない。

(エ) 「(4)」について

東京電力の社員の自家用車のバッテリーも用いて炉内の減圧を実施したこと、平成23年3月14日11時1分に水素爆発が発生し、放射性物質が放出されたことは認め、その余は否認ないし争う。

(オ) 「(5)」について

- a 「原子炉の停止」及び「津波による交流電源と海水系冷却機能の喪失」については、概ね認める。
- b 「直流電源の確保・喪失、注水による冷却継続・失敗、格納容器のベント準備など」については、燃料損傷の開始時期は正確には不明であり、不知、事実経過は概ね認めるが、評価にわたる箇所は争う。
- c 「低圧系の注水実施、格納容器ベント実施、水素滞留」及び「水素爆発、放射能漏れ」については概ね認める。

エ 「4 4号機」について（34頁）

(ア) 「(1)」について

認める。

(イ) 「(2)」について

0.5mほど水位が低下したとの点は原告らの推測であり、認否の限りでないが、その余は概ね認める。ただし、本件原発4号機が全電源を喪失したのは、本件地震によるものではなく、その後の本件津波により、直流電源などが水没して機能を喪失したことによるものである。

(ウ) 「(3)」について

他号機の対応が優先されたとの点は否認し、その余は概ね認める。

ただし、使用済み燃料の上端まで水位が低下するのは、平成23年3月下旬と見込まれていた。

(エ) 「(4)」について

認める。

(オ) 「(5)」について

a 「定期検査中」について

使用済み燃料プール水が漏れ、水位低下したことは原告らの推測であり、認否の限りでない。その余は概ね認める。

b 「津波による交流電源と海水系冷却機能の喪失」及び「使用済み燃料プール水位の状態監視と水位確保準備、3号機からの水素流入」について

全交流電源機能の喪失時期は「15:35」ではなく「15:38」が正しく、その余は概ね認める。

なお、「使用済み年長」との記載は「使用済み燃料」の誤記と思われる。

c 「水素爆発」について

4号機の使用済み燃料プールの水位が隣の使用済み燃料プールから水が流れ込み回復したことは否認し、その余は概ね認める。

4号機の使用済み燃料プールへの注水を行ったことにより燃料の冠水を維持したものである。

d 「火災発生・鎮火、注水開始」について

3月16日4時15分に水位が燃料頂部に達したと判断したとあるのは否認し、「原子炉建屋3階より火災発生」は「3月16日」ではなく「3月15日」が正しい。その余は概ね認める。

4 「第3章 福島第一原子力発電所事故による被害の概要」(36頁)について

(1) 「第1 放射性物質の拡散による環境汚染」(36頁)について

ア 「1 放射性物質の大気中への放出」(36頁)について

(ア) 第1段落及び第2段落について

知らないし争う。

(イ) 第3段落ないし第7段落について

本件原発から放射性物質が放出されたこと、放射性物質が風の影響を受けて大気中を北西方向に流れ、雨、雪等により地表に沈着したものがあることについては概ね認め、その余は知らないし争う。

(ウ) 第8段落は、福島県内外に周囲に比して相対的に空間放射線量が高い地点が存在することは認め、その余は知らないし争う。

イ 「2 放射性物質の海洋への流出」 (38頁) について

本件原発から大気へ放射性物質が放出されたこと、本件原発から放射性物質を含む水が海中に流出したと考えられること、2号機に滞留している水の放射性物質の濃度は非常に高く、その外部への流出を回避するため、低濃度汚染水を海に排出したことがあることは認め、その余は知らないし争う。

(2) 「第2 本件原発事故による放射能汚染の規模・程度」 (38頁) について

ア 第1段落については、本件事故が旧ソ連のチェルノブイリ原発事故に匹敵するとの点は否認し、その余は概ね認める。

本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約6分の1、汚染面積が約6%、放出距離が約10分の1という規模であり、両者の間には格段の相違がある。

なお、チェルノブイリ原発事故では、セシウム、ヨウ素に加えてストロ

ンチウムやプルトニウムなども広範囲に亘って放出されたが、本件事故ではそのような放射性物質はほとんど放出されていない。

イ 第2段落については、概ね認める。

77万TBqが「セシウム137換算で広島原爆の約168発分」だと推計したのは、原子力安全・保安院ではなく、政府である。政府が、このような試算値の算定を行ったのは、衆議院科学技術・イノベーション推進特別委員長が、同委員会において「広島型原爆の何発分かを政府として正確に出してほしい」と要求していたことに対応するものであったが、同時に、政府は、本件事故と広島原爆との比較自体には「原子爆弾は爆風、熱線、中性子線を放出し、大量の殺傷、破壊に至らしめるもの。放射性物質の放出量で単純に比較することは合理的ではない」と否定的な考えを示している。

ウ 第3段落及び第4段落は、事実関係については概ね認めるが、評価にわたる部分は争う。

(3) 「第3 本件原発事故に基づく避難指示等」(39頁)について

ア 第1段落は、概ね認める。

イ 第2段落は、知らないし争う。

ウ 第3段落は、概ね認める。

(4) 「第4 情報の錯綜と避難行動」(41頁)について

本訴訟の原告ら個々人の事柄として、知らないし争う。

(5) 「第5 現在も放射性物質は原発から漏れ続けている」(42頁)について

第1, 第2段落の事実関係については基本的に争わないが, 本件原発からの放射性物質の放出量は極めて微量であり, 本件原発の敷地境界の空間放射線量は低下し続けている。

第3段落は, 争う。

5 「第4章 原賠法3条と民法709条の関係」(44頁)について  
争う。

原子炉等の運転等により生じた原子力損害(原賠法2条2項参照)については, 民法709条に基づいて損害賠償を求めることができない(下記第3「被告の主張」参照)。

6 「第5章 津波対策の懈怠」(46頁)について

(1) 「第1 被告東電の不法行為責任」(46頁)について

ア 「1 総論」(46頁)について

被告東京電力が原子力事業者であることは認め, その余は争う。

イ 「2 被告東電に課される原子力事業者としての高度の注意義務」(46頁)について

被告東京電力に原子力事業者として原子力発電所の事故を未然に防止する注意義務があることについては, 一般論として争うものではないが, 被告東京電力は, 本件事故発生時点における科学的知見をもってしても, 本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う本件津波が発生することは予見することができなかつたものであり, 原告らの主張するような注意義務の違反はない。



ウ 「3 被告東電の本件事故についての予見可能性」 (47頁) について

(ア) 「(1) はじめに」 (47頁) について

争う。

本件事故は、まさに過去に想定されていなかった連動型巨大地震の発生により、最大でO. P.<sup>5</sup>. +15.5メートル、局所的にはO. P. +17メートルにも及ぶ浸水高の津波により、相当量の海水が圧倒的な水圧で一気に建屋地下まで浸水・冠水したことにより引き起こされたものである。

そして、以下のとおり、被告東京電力は、本件事故発生時点における科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う本件津波が発生することは予見することができなかったものである。

a 地震及び津波の想定

被告東京電力は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006(平成18)年9月に公表した新耐震指針や、同じく同委員会が1990(平成2)年8月に全面改訂を行った安全設計審査指針に基づき、想定される地震及び津波についての対策をとってきた。

その結果、本件地震の最大加速度値は本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動Ssに対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っており、また、地震観測記録の応答スペクトルについては、

---

<sup>5</sup>本件原発の設計津波水位として採用された小名浜港工事基準面のことを指す(Onahama Peil)。小名浜港の標準水位をもって設計津波水位の基準となる海水面を定めたものであり、本件原発の設置許可申請時に設定されている。

一部周期帯において基準地震動  $S_s$  による応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

また、津波についても、社団法人土木学会（当時。以下「土木学会」という。）が2002（平成14）年2月に公表した、本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「原子力発電所の津波評価技術」<sup>6</sup>（以下「津波評価技術」という。）に基づいて本件原発の津波評価を行った上で対策を講じていたものである。

この「津波評価技術」は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向き等の様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。

地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要となる。

そのため、被告東京電力は、「津波評価技術」に基づく津波の想定を行うとともに、その後においても、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002（平成14）年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期

---

<sup>6</sup> IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)” において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、国際的にも認められた評価手法でもある。

評価」という。)や、貞観津波に関する佐竹健治氏らの分析といった知見に関しても、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル(波源モデル)についてさらに検討することとして、土木学会・津波評価部会にその検討を委託していたところであった。

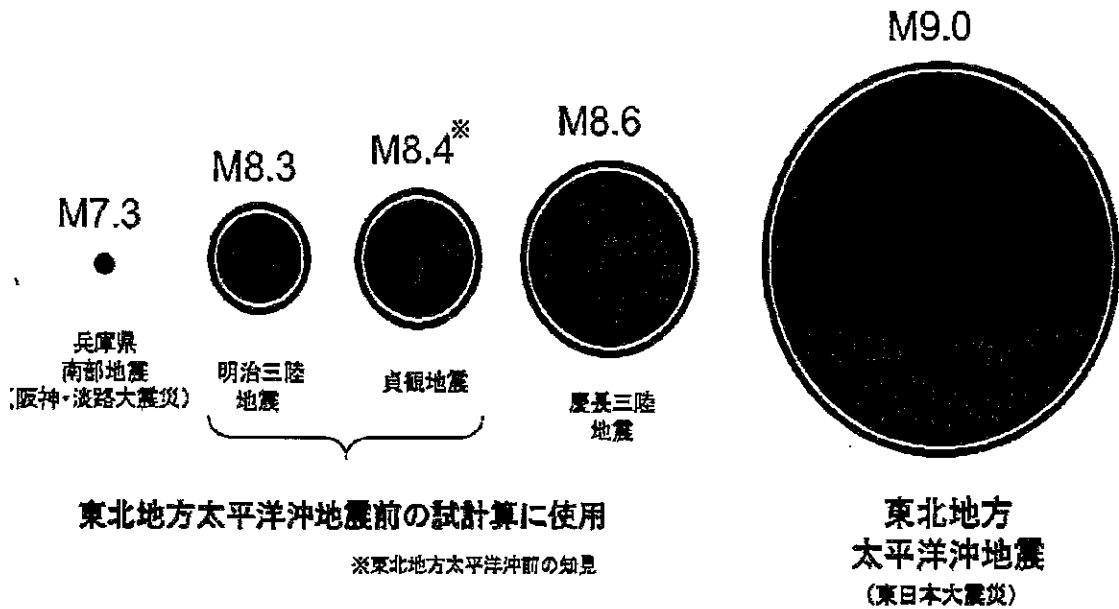
b 本件地震及び本件津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011(平成23)年3月11日に発生した本件地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならないほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

本件地震の規模がいかに大きいものであったかは、長期評価において発生の可能性が指摘されていた明治三陸沖地震(マグニチュード8.3)のエネルギーと本件地震(マグニチュード9.0)のエネルギーを比較すれば容易に把握し得る。すなわち、マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が1大きくなるとエネルギーは約32倍に、マグニチュードの値が2大きくなるとエネルギーは1000倍になるという関係がある。

次頁の図は、明治三陸地震(マグニチュード8.3)、貞観地震(マグニチュード8.4)及び慶長三陸地震(マグニチュード8.6)と、本件地震(マグニチュード9.0)の地震エネルギーの大きさを比較した図である。本件地震のマグニチュード9.0という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。

### マグニチュードから見た地震エネルギーの大きさ



実際、今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、被告東京電力はおろか、我が国のどの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

また、2011(平成23)年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震—東日本大震災—の特徴と課

題」の中でも、「今般の地震・津波災害の特徴」として「想定をはるかに超えた」「大きな地震・津波規模」と「広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

さらに、この中央防災会議の専門部会が2011（平成23）年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震の発生履歴からは想定することができなかったマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関、特に本訴訟で原告らが強調している「長期評価」を公表した地殻本部においてすら、今回のような複数震源領域における連動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかったのである。

c 本件地震及び津波に関するまとめ

以上のとおり、被告東京電力においては、2006年（平成18年）はもちろんのこと、本件事故発生時点においても、地震・津波に関する専門機関と同様に、本件地震及びそれに伴う本件津波の発生を予見できなかったものであり、かかる巨大津波によって発生した本件事故につき、被告東京電力に過失はなく、ましてや、精神的損害の増額事由に当たり得るような重過失があるなどと解する余地は全くない。

(イ) 「(2) 知見の進展及び知見の進展を裏付ける事実」(47頁)について

## a 「ア 設置当時被告東電が想定していた津波」(47頁)について

(a) 第1文は、概ね認める。

(b) 第2文は概ね認める。

なお、本件原発の発電所立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO. P. + 3.0m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、耐震構造上も確固たる建屋基礎を得るための安定した地層はO. P. - 4.0mに位置する泥岩層であったため、安定した基礎を得るためには一定程度の掘り下げが必要であった。

この本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価等も総合的に考慮して設定されたものであり、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。また、被告国もかかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。

## b 「イ 津波安全性再評価(1回目の津波想定見直し)」(47頁)について

事実関係については、概ね認めるが、評価にわたる部分は争う。

## c 「ウ 地震調査研究推進本部の設置」(48頁)について

事実関係については、概ね認めるが、評価にわたる部分は争う。

## d 「エ 電事連の津波影響評価」(48頁)について

知らないし否認する。

- e 「オ 土木学会の津波評価技術（東電2回目の津波想定見直し）」  
（49頁）について

「津波評価技術」が策定された事実及びそのとりまとめの目的並びに第2回目の津波想定の見直しの内容については概ね認めるが、その余は否認する。

- f 「カ 地震調査研究推進本部地震調査委員会「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」による指摘」（49頁）について

2002（平成14）年7月に地震本部が長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、日本海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推測されていること、原告らが指摘するメールが存在することは認めるが、その余は否認ないし争う。

上述のとおり、被告東京電力は「津波評価技術」に基づいて津波評価を行った上で津波対策を講じていたものであり、被告東京電力が津波予測への対策を検討することを見送ったとの原告らの主張は全くの誤りである。

なお、長期評価の内容は、単に三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りをひとまとまりにし、同範囲においてマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性を否定することができないとしたものにとどまり、その科学的・具体的根拠が示されているものではなかった。

- g 「キ 地震ワーキンググループによる指摘」（50頁）について

原子力安全委員会において、耐震設計審査指針の見直しのために耐震指針検討分科会が2001（平成13）年7月ころに設置されたこ

とは認め、その余は不知。

h 「ク 土木学会によるアンケート実施」(50頁)について

原告らが指摘するアンケートが行われた事実は認めるが、その余は争う。

i 「ケ「溢水勉強会」での報告と安全情報検討会(第53回)」(51頁)について

(a) 第1段落ないし第5段落のうち、保安院及び原子力安全基盤機構(JNES)が2006(平成18)年5月に溢水勉強会を設置したこと、それに被告東京電力もオブザーバーとして参加していたこと、当該勉強会の中で主要建物が設置されている敷地高さ+1mの津波が無限時間継続すると仮定した場合、電源設備等が水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点は措いて、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施」したものであった。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば機器安全が機能を喪失するかという視点から、「敷地レベル+1mの津波が無限時間継続する」という現実には起こり得ない状況を仮定して全電源喪失の可能性が検討されたものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討したものではない。

このことは、溢水勉強会の配付資料に「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、



これを考慮しないこととした（継続時間 $\infty$ と仮定）。」と記載されていること、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院とJNESとの間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、冒頭に「原子力発電所の津波評価及び設計においては、『原子力発電所の津波評価技術（平成14年・土木学会）』に基づき、過去最大の津波はもとより発生の可能性が否定できないより大きな津波を想定していることから、津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があることから明らかである。

- (b) 第6段落のうち、2006（平成18）年8月に、上記溢水勉強会の結果を踏まえて保安院とJNESとの間で第53回安全情報検討会が開かれたこと、同検討会の資料中に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」との記載自体があることは認め、その余は否認する。

上記（a）で述べたとおり、ここに言う「敷地レベル+1m（の津波）」とは、実際にそのような津波が現実発生する可能性があるかどうかの検討は行わずに、そのような津波が無限時間継続すると仮定した上で施設内の機器安全の状況を検討したものである。

したがって、このような検討によって、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. +15.5m）が発生することについての具体的な予見可能性が基礎付けられるものではない。

現に、前述のとおり同検討会の配付資料には、冒頭に「津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載がある。

- 」 「コ 新指針の策定と保安院による「バックチェックルール」の策定、

一括ヒアリング」(52頁)について

(a) 第1段落及び第2段落については概ね認める。

もっとも、本件地震発生当時には、東北太平洋沖のプレート境界地震の発生域においてそれぞれの領域をまたがるような領域連動型の巨大地震及び当該地震に伴う津波が発生することについては想定されておらず、また、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある」と想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについても特に考え方や基準は示されておらず、「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデル(震源域やすべり量等)も示されていなかった。

なお、被告東京電力は、土木学会に対して、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル(波源モデル)について、検討を委託していたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったものである。

(b) 第3段落及び第4段落については、2006(平成18)年の保安院による一括ヒアリングが行われたことの限度で認める。

一括ヒアリングでは、保安院より「津波については保守性を有している土木学会手法による評価でよい。ただし、土木学会手法による評価を上回る場合、低い場所にある非常用海水ポンプについては機能喪失し炉心損傷となるため、津波に対し余裕が少ないプラントは具体的な対策を検討して対応してほしい」という要望を受けたものであり、また、当該要望を各社上層部に伝えるようにとの話を口頭で受けた。

(c) 第5段落及び第6段落については、被告東京電力を含む電気事業連

合会が、耐震バックチェックに関する保安院との打ち合わせの席上において、土木学会手法（津波評価技術）による評価結果を報告するとともに、津波に対するプラントの更なる安全性の向上（電動機の水密化等）の検討を行うことを報告したという限りで認め、その余は否認しないし争う。

被告東京電力では、「津波評価技術」に基づく2回目の津波想定見直しに基づき本件原発の津波想定をO. P. +5. 7mに引き上げ、これについて建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、ポンプ用モーターのかさ上げも行っていった。

K 「サ 被告東電による推本の長期評価の取扱に関する検討」（53頁）について

否認する。

1 「シ 貞観地震に関する「佐竹論文」の発表」（53頁）について  
2008（平成20）年に佐竹健治氏らにより貞観津波に関する佐竹論文が発表されたとの点は、正しくは2009（平成21）年4月であるので否認する。

m 「ス 被告東電による長期評価に基づく津波予測」（53頁）について

(a) 第1段落は、否認する。

被告東京電力においては、耐震バックチェックの実務作業において、長期評価の見解についての取り扱いを検討するため、津波評価の専門家より意見を聴取したところ、原告らが引用するような意見をいうものもあれば、「（耐震バックチェックで）設計事象として扱うかどうか

かは難しい問題」との意見も出されるなど、専門家の間でも意見が定まった状況ではなかったものである。

(b) 第2段落及び第3段落は、概ね認める。

2008年(平成20年)1月から4月ころに、バックチェック報告書の中で長期評価の見解をどのように扱うか検討するための内部検討の一環として、長期評価の見解のうち、福島県沿岸に最も激しくなる明治三陸地震の波源モデルを福島県沖海溝沿い領域にそのまま用いて津波高の試みの計算を行い、その結果、(ア)本件原発正面から遡上した津波は、1～4号機の取水ポンプ付近でO.P. + 8.4～9.3メートル、5号機及び6号機の取水ポンプ付近でO.P. + 10.2メートルに至るものの、敷地高までは遡上しないこと、(イ)敷地北側ないし南側から遡上した津波は、5号機及び6号機の各建屋の北側敷地(建屋自体は存在しない。)でO.P. + 13.7メートル、1～4号機の各建屋の南側敷地(同じく建屋自体は存在しない。)でO.P. + 15.7メートルに至るとの結果を得たものである。

(c) 第4段落及び第5段落は否認ないし争う。

○ 「セ 被告東電による試算」について(54頁)

(a) (ア)については、認める。

(b) (イ)については、貞観津波について、被告東京電力は2008(平成20)年10月時点で既に佐竹氏より投稿準備中の論文について提供を受け、検討を開始していることは認め、その余は否認する。

同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づ

き、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかしながら、波源モデルの確定にまでは至っておらず、同論文の中では、確定のためには「福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要である」とされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告東京電力は、2009（平成21）年6月に、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について、土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4m程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波の波源の確定は、土木学会へ委託した審議の結果を含む今後のさらなる調査・研究の進展を待たなければならない状況であった。

なお、貞観津波の波源モデルは、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも本件地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の連動型巨大地震であった。

(c) (ウ)については、認める。

(ウ) 「(3) 被告東電の予見可能性」(54頁)について

## a 「ア 津波の予見可能性」 (54頁) について

否認ないし争う。

本件事故発生時点における科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う本件津波が発生することは予見することができなかつたものである。

原告らは、平成14年に示された長期評価をもって被告東京電力が本件地震及びそれに伴う本件津波が発生することを予見することができたかのように主張する。

しかしながら、長期評価の内容は、単に三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りをひとまとまりにし、同範囲においてマグニチュード8クラスの地震が発生する可能性を否定することができないとしたものにとどまり、その科学的・具体的根拠が示されているものではなかつた。そのため、政府の中央防災会議や福島県も防災計画策定にあたり長期評価の見解を採用せず、他の電気事業者においても、長期評価の見解を設計基準に取り入れたり、又は、同見解を踏まえて何らかの津波対策が講じられたというような事情はなかつた。また、被告東京電力においても本件事故に至るまで保安院等の規制当局から長期評価の見解を設計基準に取り入れるよう指示を受けたり、長期評価の見解を踏まえて津波対策を講じるよう指導等がなされたことはなかつた。さらに、原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」の考え方も、特に長期評価の見解を踏まえて変更された等の事情はなかつた。

加えて、この地震本部による長期評価も、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震の発生について可能性を指摘したに留まり、本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれぞれが連動して発生するようなマグニチュード9.0(前述のとおり上記

想定地震の約3.2倍のエネルギー), 津波マグニチュード(Mt) 9.1クラスの巨大地震・巨大津波を想定していたものではない。

現に, 地震本部が本件地震発生のか月前の2011(平成23)年1月11日に公表した長期評価においても, 本件地震で見られたような「広範囲における震源域の連動」は示されていない。また, この「長期評価」を公表した地震本部自身, 本件地震発生当日に発表した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震の評価」において, 「地震調査委員会では, 宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが, これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

したがって, 長期評価の見解によっても, 被告東京電力が本件原発の所在地において本件地震によって発生したような高い津波(O.P. +15.5m)が発生することを具体的に予見することは不可能であったのであり, 原告らの主張には理由がない。

b 「イ 長期全交流電源喪失の予見可能性」(55頁)について  
否認ないし争う。

エ 「4 被告東電の対策懈怠」(57頁)について  
否認ないし争う。

本訴訟で原告らが請求する損害はいずれも原賠法上の「原子力損害」であるから, 原賠法3条に基づいてその賠償責任が定められるものであり, 民法709条を請求原因とする請求は許されない(法条競合)。

(2) 「第2 被告国の責任—規制権限不行使」(59頁)について

認否の限りでない。

7 「第6章 シビアアクシデント対策の不備について」(69頁)について

(1) 「第1 シビアアクシデント対策とは」(69頁)について

シビアアクシデントや設計基準事象に関する一般的理解等について記載されているものであり、被告東京電力としても特に争うものではない。

(2) 「第2 被告国のSA対策の歴史」(72頁)について

認否の限りでない。

(3) 「第3 本件原発事故後の被告国によるシビアアクシデント対策の規制」  
(78頁)について

本件事故後の被告国におけるSA対策の規制について述べているものであり、認否の限りでない。

(4) 「第4 被告東電の責任」(81頁)について

争う。

被告東京電力においては、原子力安全委員会の決定、及びこれを受けて通商産業省(当時)が1992(平成4)年に行ったアクシデントマネジメント整備要請に基づき、1994(平成6)年から2002(平成14)年にかけて、他の電気事業者と同様に多重故障が発生した場合であっても、「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能が喪失しないよう多重性、多様性の厚みを増すアクシデントマネジメント策を整備してきた。

すなわち、設備面においては、既存設備の潜在能力を最大限に活用するため、必要な設備変更について実際に工事を実施している。また、運用面



においても、多重な故障への対応態勢を整備するとともに、整備したアクシデントマネジメントを的確に実施するため、従来から制定している手順書等の改訂ならびに事故時運転操作手順書等の手順書類を制定している。さらに、アクシデントマネジメントに関して正しく理解し、備えておく必要があることから、運転員、支援組織の要員を対象として教育等を定期的に行うこととし、これを実施してきている。

こうした設備、対応態勢、手順書等の整備（アクシデントマネジメント策の整備）の内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたものである。

しかしながら、本件津波は事前の想定を大きく上回り、専門の政府機関においてすら全く予見し得なかったものであり、事故対応に作動が期待されていた機器、電源はほぼ全てその機能を喪失するに至ったものであって、被告東京電力には原告らが主張するような重過失はおろか、過失は存しない。

(5) 「第5 被告国の責任—規制権限の不行使」 (82頁) について

認否の限りでない。

8 「第7章 被告らの共同不法行為」 (90頁) について

被告東京電力が必要なSA対策等を怠った結果によって本件事故が発生したこと、被告国と共同不法行為責任を負うとの点は争い、その余は認否の限りでない。

9 「第8章 本件事故による被害の実態」 (91頁) について

(1) 「第1 本件原発事故被害の特徴」 (91頁) について

本件訴訟の原告ら個々人との関係で、知らないし争う。

(2) 「第2 本件原発事故による具体的な被害実態」(93頁)について

本訴訟の原告ら個人々人との関係で、知らないし争う。

放射線被ばくの健康影響に係る科学的知見については、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置されたWGの場において、それまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書が公表されており、このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理されている。

- ・現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。
- ・この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている(なお、ICRP(国際放射線防護委員会)は、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。)。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。
- ・年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足等の他の発がん要因によるリスクと比べても低い。

また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレットにおいても、「国際放射線防護委員会(ICRP)の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放

射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」、「東京-ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）程度」とされている。

このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。これは、ICRP（国際放射線防護委員会）が本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv/年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国の政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRP（国際放射線防護委員会）の見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

## 10 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」（101頁）について

### (1) 「第1 被侵害利益」（101頁）について

争う。

(2) 「第2 損害総論」(103頁)について  
争う。

(3) 「第3 具体的損害」(105頁)について  
ア 「1 精神的損害」(105頁)について

原告ら各人の個別的状況については不知、法的な主張については、争う。

なお、被告東京電力は、本件事故に起因する精神的損害について、以下のとおり慰謝料の支払いを実施している。

(ア) 避難等対象者に対する精神的損害の賠償について

審査会が2011(平成23)年8月5日に策定・公表した中間指針は、避難等対象者に対する賠償について、「①対象区域から実際に避難した上引き続き同区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)及び本件事故発生時には対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの引き続き対象区域外滞在を長期間余儀なくされた者(又は余儀なくされている者)が、自宅以外での生活を長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」及び「②屋内退避区域の指定が解除されるまでの間、同区域における屋内退避を長期間余儀なくされた者が、行動の自由の制限等を余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」については「賠償すべき損害と認められる」とし、「『精神的損害』の損害額については…『避難費用』のうち生活費の増加費用と合算した一定の金額をもって両者の損害額と算定するのが合理的な算定方法と認められる。」とし、具体的な損害額の算定については、事故から6か月間は月額10万円(避難所等の場合には12万円)、7か月から12か月の間

は5万円を目安としている（中間指針17～23頁）。

かかる中間指針に基づき、被告東京電力では、避難等対象者の方々に、精神的損害・生活費増加分を含めて、現時点において1人あたり月額10万円（避難所等において避難生活をしてきた期間は12万円）をお支払いしている。

（イ）自主的避難等対象者に対する精神的損害の賠償について

また、審査会が2011（平成23）年12月6日に決定・公表した中間指針追補は、自主的避難等対象者に対する賠償について、「精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するとともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。」とし、「具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。」としている（中間指針追補6～7頁）。

かかる中間指針追補に基づき、被告東京電力では、自主的避難等対象者の方々に、精神的損害・避難費用・生活費増加費用を含めて、上記に基づき、1人あたり40万円ないし8万円をお支払いし、また、実際に避難した子供及び妊婦に対しては、中間指針追補が定める40万円に別途20万円を上乗せしてお支払いしている。

さらに、被告東京電力は、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、平成24年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある方及び平成24年1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的

損害及び生活費の増加費用等を含めて、1人当たり8万円をお支払いしている。また、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日までの追加的費用等に対する賠償金として1人当たり4万円の賠償金をお支払いしている。

イ 「2 慰謝料のまとめ」(108頁)について  
争う。

ウ 「3 弁護士費用」(108頁)について  
争う。

エ 「4 損害として明示的に除外する項目」(108頁)について  
認否の限りでない。

オ 「5 損害のまとめ」(108頁)について  
争う。

原告らは、避難及び損害の発生に関する事実を何ら具体的に主張していない。

11 「終章」(109頁)について  
争う。

### 第3 被告の主張

本訴訟において、原告らは、被告東京電力に対する請求の根拠として、原賠法3条1項に基づく原子力事業者の責任と、民法709条に基づく一般不法行

為責任を選択的に主張している。

被告東京電力は、本件原発の運転等を行う原子力事業者であり、本件事故が発生したことは認め、原告らの本訴請求についても、原告らの主張する被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

他方、原告らによる民法709条に基づく一般不法行為責任に係る主張については、以下のとおり理由がない。

すなわち、本訴訟における原告らによる損害賠償請求は、原賠法2条2項に規定される「原子力損害」を請求するものに当たるところ、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定する等した民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もないと解されるから、原告らは被告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めることがそもそもできない（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。また、東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案において、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はない旨判示し、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。）。

したがって、民法709条を請求原因とする原告らの本訴請求は主張自体失当であり、被告東京電力の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、

本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われる必要があります。かつ、それで足りる。

以 上